

春日井市障がい者の生涯学習支援連携協議会設置要綱

(設置)

第1条 障がい者を対象とする生涯学習支援について、市、特定非営利活動法人、関係団体等が連携して事業を計画し、実施するに当たり、成果を検証するとともに、事業の在り方について協議し、相互の連絡調整を図るため、春日井市障がい者の生涯学習支援連携協議会（以下「連携協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 連携協議会における協議事項は、障がい者の生涯学習支援に係る次の事項とする。

- (1) 取組の実績及び成果
- (2) 今後の取組の在り方及び内容

(組織)

第3条 連携協議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 特別支援学校、福祉施設、障がい者支援団体等の代表者又は推薦を受けた者
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 連携協議会は、市長が招集する。

(庶務)

第6条 連携協議会の庶務は、いきがい創生部いきがい推進課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連携協議会の運営その他必要な事項は、

市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。